

司法院釈字第 577 号 (2004 年 5 月 7 日) *

争 点

煙害防制法（煙害防止規制法）が業者にニコチン等含有量の表示を義務付けるのは違憲か。（訳注：「煙」はたばこ）
(菸害防治法命業者標示尼古丁等含量違憲?)

キーワード

言論の自由（言論自由）、国民の健康（國民健康）、財産権（財産權）

解釈文：憲法第十一条は国民の積極的な意見表明の自由と消極的な意見不表明の自由を保障しており、その範囲は主観的意見の表明及び客観的事実の陳述に及ぶものとなっている。一方、商品における表示については、商品に係る客観的情報を提供する方法であることから、言論の自由が保障されるべきではあるが、重大な公益上の目的のために必要な場合は、法律により合理的で適切な制限をすることができると言うべきである。

国は国民の健康を向上させるため、広く衛生保健事業を推進し、医療・保健等社会の福利厚生にかかる任務を重視しなければならない。煙害防制法第八条第一項は、「製品たばこに含まれるニコチン及びタールの含有量は、中国語により製品たばこ容器に表示しなければならない」と規定し、また、同法第二一条は違反者に対し過料による罰則を定め、特定の商品情報についてのたばこ業者の不表示の自由を制限しているが、これは、消費者に商品の必要情報

*翻訳者：陳 一

を提供して国民の健康等を維持・保護するなど、重大な公共利益のためであって、必要な程度を超えてはおらず、憲法第十一条における国民の言論の自由の保障と第二十三条における比例原則のいずれにも反するものではない。また、製品たばこの容器に一定の表示を義務付けることがたばこ業者の財産権に対する制限になるとしても、当該表示は、国民の健康に深くかかわるものであって、製品たばこに係る財産権に課される社会への義務なのである。そしてその制限も軽微なものであって、社会に対する義務として受容すべき範囲を超えてはおらず、憲法が国民の財産権を保障する規定に反するものではない。また、上記規定上、製品たばこに係る表示義務と責任は、その時間的適用範囲として同法公布施行後の製品たばこに係る表示に限られているのであって、法律の遡及的適用がなされているわけではなく、法律の遡及的適用により国民の財産権が侵害されているとは言い難い。さらに、煙害防制法第八条第一項の規定を同法第二条と併せて観察すると、そ

の規制対象、規制を受ける行為及び法的効果において、規範内容が不明確だとして法治国家における法の明確性の原則に反しているとも言い難い。なお、各種食品、製品たばこ、酒類等商品の有する人体の健康への影響はそれぞれ異なるものであるため、比較の基準を考えるのは至難であって、立法者は相異なる事柄の処理においてその優先順位につき選択する権限を有するのであるから、関連する法律において異なる定めがあるとしても、平等原則に反するとは言えない。

解釈理由書：憲法第十一条は国民の積極的な意見表明の自由と消極的な意見不表明の自由を保障しており、その範囲は主観的意見の表明及び客観的事実の陳述に及ぶものとなっている。そして商品の表示は、商品に係る客観的情報を提供する方法として、商業に関する言明の一種に属し、消費者による経済活動上の合理的な選択に資するものである。このため、商品の表示が適法な取引活動を促進するものであって、その内容にお

いて虚偽不実または誤認をまねく作用がなければ、その情報提供、意見形成ないし自己実現の機能は、他の事柄の分野における言論と異なるところがなく、憲法第十一条における言論の自由の保障される範囲に含まれるものと言うべきであり、夙に本院釈字第四一四号判決において是認されたところである。もっとも、国は、消費者による真実かつ完全な情報の獲得を保障し、商品表示の内容による誤認を防ぎ、または他の重大な公益を保護するために、法律において、当該目的の達成と実質的関連を有する手段を採って、商品と関連性のある重要な商品情報を業者が提供すべきことを明確に定めることができると言うべきである。

行政法規においては、多くの場合、行為の要件と法的効果がそれぞれ定められているのであるが、これらを併せて観察しながらその規制対象、適用範囲及び法的効果を確定する必要がある。煙害防制法第八条第一項には、行為の要件に関する規定が置かれ、そして行為主体と違反の効果は同法第

二一条に定められている。この両者を併せて観察すれば、その規制対象者は製品たばこの製造業者、輸入者及び販売者であって、製品たばこ容器に中国語によりニコチン及びタールの含有量を表示する作為義務を負い、違反の場合には主管庁の裁量により、製造者、輸入者または販売者のいずれかを台湾元十万元以上三十万元以下の過料に処し、かつ製造者、輸入者または販売者に対し定められた期限内に回収ないし改善するよう通告し、かかる期限を遵守しなかった者については、その製造または輸入につき六ヶ月ないし一年の業務停止を命じることができ、そのうえ違反製品は没収・破壊するという規定になっている。このように、規制対象者、規制される行為及び法的効果はともに明確なものとなっており、何ら法治国家における法の明確性の原則に反しないと言うべきである。

国は国民の健康を向上させるため、広く衛生保健事業を推進し、医療・保健等社会の福利厚生にかかわる任務を重視すべきこと

は、憲法第一五七条及び憲法修正条項第一〇条第八項の定めから明らかである。中華民国八六（1997）年三月一九日公布、同年九月一九日施行の煙害防制法第八条第一項は、「製品たばこに含まれるニコチン及びタールの含有量は、中国語により製品たばこ容器に表示しなければならない」と規定し、同法第二一条は、「第七条第一項、第八条第一項または第七条第二項に定める方法に違反した場合は、台湾元十万元以上三十万元以下の過料に処し、かつ製造者、輸入者または販売者に対し、期限を定めて回収ないし改善するよう通告する。この期限を遵守しなかった者については、その製造または輸入につき六ヶ月ないし一年の業務停止を命じる。違反製品は没収・破壊する」と定める。これは、国が製品たばこ業者に対し商品表示において重要な客観的事実に関する情報を提供するよう義務付け、特定の商品情報についての製品たばこ業者の不表示の自由を制限するものである。しかしながら、かかる表示義務は、製品たばこに対する消費者の正確な認識

に資するものであり、製品たばこ中の特定成分含有量の多寡を告知することにより、消費者に喫煙行為のもたらしうる危害を認識かつ警戒させ、その慎重なる判断を促し、購入決定の参考にならしめることができ、明らかに国民の健康の維持・保護という目的の達成に資するものである。製品たばこ業者の表示義務に比べ、各機関・学校にたばこの弊害に関する防止・規制教育を行わせるといった方法は、固より介入の比較的低度な手段と言えるが、目的達成の側面においては、同等な有効手段とは言えないであるから、表示義務の設定は必要性の原則に反するものではない。また、消費者に商品の必要情報を提供して国民の健康を維持・保護するという重大な公共利益に鑑みれば、製品たばこ業者に表示を義務付けることは、製品たばこ業者に対し、個人情報の提供や特定の思想の支持表明を強制するものでも、営業秘密の提供を要求するものでもなく、容易に知り得る商品成分にかかる客観的情報の提供を求めるのみであって、過当ではないと言うべきである。

また、製品たばこへの依存可能性が人体の健康にもたらしうる危害の程度に鑑み、製品たばこ業者による表示義務の厳格な遵守を促すため、同法第二一条においては、違反者に対し期限を定めて改善を求めるなどを経ずに直ちに相当金額の過料処分を行えるようになっており、製造または輸入の停止を直接命じる手段に比べて、製品たばこ業者による表示義務の履行を促す有効かつ緩やかな手段と言える。そして、製品たばこに關係する業者の中で、製造、輸入ないし販売者に製品たばこの表示義務を課すことは、たばこによる弊害を防止ないし規制するという目的の達成上、合理的で必要・適切な手段と言えるのである。従って、上記煙害防制法の規定は、製品たばこ業者の不表示の自由を制限するものではあるが、その目的は国民の健康を維持・保護し、かつ消費者に必要な商業情報を提供するなど、重大な公共利益を図ることにあるのであり、その手段と目的との実質的関連は、法治国家における比例原則の要請に合致しており、公共利益の保護に必要な程度

を超えてはおらず、憲法第一一条と第二三条のいずれにも違反するものではない。

製品たばこ容器における上記一定の表示を義務付けるのが製品たばこ業者の財産権に対する制限になるとしても、当該表示は、国民の健康に深くかかわるものであり、かつ商品内容にかかる必要情報を提供するものとして、商業における信義誠実の原則と透明性の原則に合致するのであるから、製品たばこにかかる財産権に課される社会への義務と言えるのである。そしてその制限も軽微なものであって、社会に対する義務として受容すべき範囲を超えてはおらず、憲法が国民の財産権を保障する規定に反するものではない。また、新たに発効した法規は、法規発効前に「既に発生した事件」に対しては原則として適用してはならない。これは法適用における不遡及の原則というものであるが、ここにいう「事件」とは、特定の法規における構成要件に該当するすべての法的事実をいい、「発生」とは、すべての法的事実が現

実の生活において完全に具現することをいう。煙害防制法第八条第一項及び第二一条に定める製品たばこにおける表示義務と責任は、同法公布施行後の製品たばこ表示にかかる事件にのみ適用されるものであって、製品たばこ業者は同法施行前にも表示義務があるとは定めておらず、法の遡及的適用はないのであるから、法の遡及的適用により国民の財産権が侵害されたとは言い難い。一方、立法者は、新たに制定する法規における構成要件の諸種特徴に関する過去の单一の事実、例えば製品たばこ表示にかかる規制の対象物となる製品たばこの製造時点、輸入時点または流通経路投入時点との關係で、特別の保護を与える必要があると認めたときは、公益にも配慮するという前提の下、明文の経過条項により新法の適用を除外または猶予すべきと言える。もし同法施行前に既に流通経路に投入された未販売の製品たばこについても同法施行時に法定の表示義務の履行完了を要求することになれば、製品たばこ業者に対し予期できぬ財産権の損害を与えかねない

。国民の信頼利益を保障するため、立法者はそのような製品たばこにつき経過条項を定める義務があると言うべきである。八六

(1997) 年三月一九日公布の煙害防制法第三十条は「本法は公布して六ヶ月後に施行する」としており、製品たばこ業者は、同法の発効時までに流通経路に投入された製品たばこにつき、法定の表示義務に関し早速準備をすることができるのであるから、法の変更により直ちに不利益を蒙るに至ることはなく、六ヶ月という期限も、国民の健康を維持・保護するという立法の目的を実現し難くするようなものではない。同経過期間の規定は、法治国家における信頼保護原則の要請に合致するものと言うべきである。なお、各種食品、製品たばこ、酒類等商品の有する人体健康への影響はそれぞれ異なるものであり、比較をする基礎を考えるのは至難であって、立法者は相異なる事柄の処理においてその優先順位につき選択する権限を有するのであるから、関連する法律において異なる定めがあるとしても、憲法第七条に定める平等原則

に反するとは言えない。

本解釈は、許玉秀大法官、余雪明大法官によるそれぞれの補充意見書がある。